

小・中学校における 山口県福祉教育推進方策



はじめに

山口県社会福祉協議会では、令和5年度から「福祉教育検討委員会」を立ち上げ、学識経験者や市町社協職員、社会福祉法人役員、当事者、行政職員、学校関係者、地域関係者からなる委員とともに、今後の小・中学校における福祉教育のあり方について検討を重ねてきました。

本方策は、委員会において検討された内容を整理し、今後の福祉教育で必要な取組や考え方、関係機関・団体等の役割をまとめたものです。

本方策を福祉教育に携わる皆さんにご覧いただき、今後の取組の参考や、協同のきっかけにいただけると幸いです。

最後になりますが、本方策の策定にあたって、熱心にご議論いただいた委員長の藤田久美先生（山口県立大学社会福祉学部 学部長・教授）をはじめ、委員の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年12月

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

目次

1	福祉教育推進の意義や目的	1
2	本方策の立ち位置	1
3	全国及び山口県内の現状や課題	2
	（1）全国的な福祉教育の動向	
	（2）山口県における福祉教育の取組や課題	
4	めざす姿	6
5	今後必要な取組	7
	（1）多機関協同による実践に向けて	
	（2）これからのプログラムのあり方	
6	関係機関・団体等の役割	10
	（1）学校	
	（2）社会福祉協議会	
	（3）社会福祉法人	
	（4）当事者	
	（5）地域関係者	
	（6）行政・教育委員会	
7	資料編	12
	■ 参考資料	
	■ 協議経過	
	■ 福祉教育検討委員会 委員名簿	

1 福祉教育推進の意義や目的

我が国では、少子・高齢化や核家族化が進み、これまで大家族や地域の支え合いの中で培われていた福祉体験や福祉意識に変化が生じてきました。日常生活で高齢者や障がい者とふれあう機会や地域との関わりが少なくなる中で、福祉意識が自然と育ちにくくなってきており、意図的、計画的に福祉を伝える必要性がますます高まっています。

こうした中で、福祉を我が事とするための教育として福祉教育が実施されています。

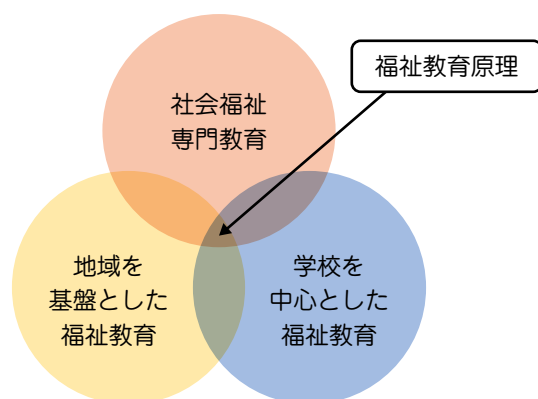
「新版地域福祉事典」（平成18（2006）年、日本地域福祉学会）では「福祉教育とは、福祉課題を素材として社会福祉への理解と関心を深め、住民の主体形成を促す教育実践である」と定義されています。

今日では、孤独・孤立が大きな社会問題となるなかで、住民一人ひとりが主体となって地域、暮らし、生きがいを作っていく「地域共生社会」を実現するためには、「共に生きる」ことを文化にする福祉教育の実現をめざしていくことが必要です。

2 本方策の立ち位置

福祉教育は生涯にわたって実践されるものではありませんが、本方策ではその中でも県内各地で取組が実施されている小・中学校での福祉教育を推進していくために必要なことについて整理しています。

福祉教育の3つの領域



出典：原田正樹『福祉教育の理論と実践方法～共に生きる力を育むために』全国社会福祉協議会、令和4（2022）年、p.12

小・中学校で福祉教育を推進する意義

文部科学省は学習指導要領で「生きる力」を育むことを学校教育目標に据えていますが、多様性の広がりやデジタル化など、急速に変化が進む現代社会を生きる子ども達には、普段から自律的に考え、学ぶことができる経験を重ねることが重要と指摘しています。

また、令和6（2024）年2月に「やまぐちっ子の学力を育む検証・改善委員会」より出された提言では、山口県では自分の考えを深めたり広げたりする授業が展開されてはいるものの、基礎的・基本的な学習内容を実生活の中で活用する思考力・判断力・表現力等の育成などに課題が見られることが示されており、自律的に考える力を育むことは本県の子ども達にとっても必要であることがわかります。

福祉教育により子ども達が地域の中での自らの役割や存在感を実体験することは、日常生活の中で学びを得て「もっと向上したい」という思いを自然と育むことになり、こうした学びは学習指導要領等で示されている「生きる力」を育むことにつながります。

本方策は、福祉教育に関わる学校、社会福祉協議会（以下「社協」とする。）、社会福祉法人、当事者、地域関係者、行政・教育委員会を主な対象とし、現状をもとにこれから必要な項目等をまとめています。

3 全国及び山口県内の現状や課題

（１）全国的な福祉教育の動向

全社協は昭和43（1968）年「市町村社協における当面の活動指針」で社協活動における福祉教育の必要性を提起しました。以降、各社協では「地域福祉は福祉教育にはじまり、福祉教育におわる」という理念を大切に、住民主体の地域福祉を推進しています。

学校においては平成14（2002）年に学習指導要領が改訂され、「総合的な学習の時間」が始まり、福祉教育が全国の学校に広がりました。取組が広がる中で福祉と教育の関係者による協同実践の取組も進められています。

また、平成28（2016）年の社会福祉法改正により社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」のなかに福祉教育が位置づけられ、今後の福祉教育における交流・参加・学びの拠点として社会福祉法人の役割が期待されています。

課題

多くの市区町村社協で、高齢者や障がい者の疑似体験（車いす、アイマスク、点字等）に偏った福祉教育が実施されています。疑似体験や交流中心の福祉教育は興味を持たれやすくプログラムが作りやすいというメリットがある一方で、子ども達がわずかな体験で高齢者や障がい者を理解したように考えてしまったり、かわいそうな人・大変な人ととらえてしまったり、いわゆる「貧困的な福祉観の再生産」（原田正樹、2022）に終わってしまうことが危惧されます。

社協の事情	学校の事情
◆ 担当職員が短期間で異動する ◆ 新人職員へのスーパービジョンの機能が不十分 ◆ 社協内での目的共有が不十分 ◆ ノウハウ・知見が引き継がれない	◆ 学校教職員が多忙 ◆ 対応がしやすい、数をこなせるプログラムにしたい ◆ わかりやすい内容にしたい ◆ 地域の既存資源（盲導犬、点字等）が活用できる

課題への考え方

地域共生社会を実現するためには、地域社会に「共に生きる」「排除しない」という意識が共有されることが大切であり、福祉教育実践者は、気づきや学習者の視野の拡張につながるきっかけを増やしていくことが求められます。

全国的な取組

① サービスラーニングを活用した福祉教育実践の推進

サービスラーニングとは教育プログラムの一つです。学習者が地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、さらにこうした体験から自分の学習や進路について新たな視野を得ることが期待されます。

福祉教育実践においても、自分たちが生活する地域における福祉課題の発見や課題への関わりの中で主体的な学びを深めることが重要という観点から、サービスラーニングを活用した実践に注目が集まっています。

② 福祉教育を協同実践するためのプラットフォームの構築

● 協同実践

「協同」とは同じ志や目標に向けて、ともに物事を行うことを指します。福祉教育における協同実践とは、福祉の魅力や難しさ等をみんなで考えていくことをいいます。

協同実践のためには参加者だけでなく実践に関わる協力者同士の学び合いが大切になります。担当者だけでなく地域の人材が一緒になって福祉教育を作り上げ、企画から振り返りまで行うプログラムにするため、コーディネートが求められます。

● プラットフォームの構築

協同実践を実現するためには、福祉教育に携わる関係者が協議し具体的な実践を創りあげるための場が必要となります。また、プログラムの協同実践をきっかけとして福祉教育を地域に根付いたものにするためにも、学校や地域関係者、多様な団体が福祉教育を推進するためのプラットフォームを構築する必要があります。

※プラットフォーム…共通の課題や目標のため多様な主体が参画し、それぞれが持つノウハウを活かしつつ活動すること。

③ 全国福祉教育推進員の養成

全社協では、都道府県・指定都市域で福祉教育関係者と協同しながら、各市区町村の福祉教育を地域社会に定着させ、創造的な実践・推進に取り組む「福祉教育推進員」を養成しています。山口県社協においても、各市町での福祉教育推進で活躍する人材として養成を進めています。

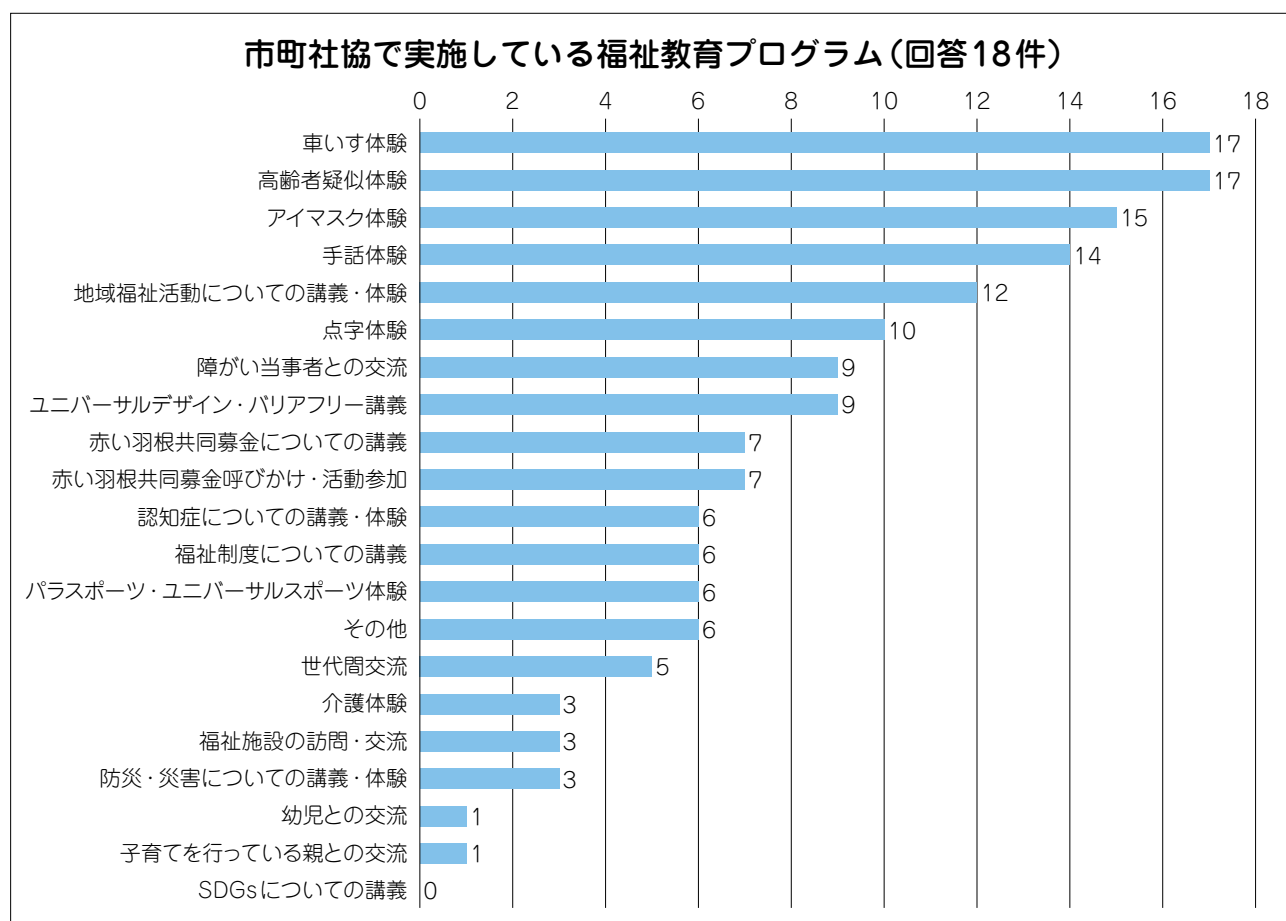
〈求められる役割〉

- ◆ 今日的な福祉教育の意義、必要性の理解、それらを伝えていく
- ◆ 福祉教育における協同実践の企画・調整・推進（地域における福祉教育実践プログラムの作成、関係機関・団体とのプラットフォームの構築）
- ◆ 県域・広域で福祉教育を推進する方策やネットワークを構築するための支援

(2) 山口県における福祉教育の取組や課題

山口県社協では昭和49（1973）年度の福祉教育指定校の指定開始を機に福祉教育の取組が本格的に始まりました。指定校事業については昭和53（1978）年度から平成19（2007）年度まで「ボランティア活動普及事業協力校」を実施しており、その他にも、多機関と協同して進めるための委員会や研修、福祉教育プログラムの検討等が今日まで行われてきています。

各市町では地域に合わせた福祉教育が展開されており、市町社協では体験や交流、講座など、子どもだけでなく地域住民を対象とした福祉教育への取組も進められています。また、学校と社会福祉法人、学校と地域組織（地区社協、民生委員・児童委員等）、学校と当事者（高齢者、障がい者、支援者等）などとのつながりを持ちながら、福祉教育を実践してきています。



出典：山口県社会福祉協議会『市町社協を対象とした福祉教育に関するアンケート』令和5（2023）年3月

小・中学校における福祉教育の現状と課題

授業における福祉教育の取扱い

〈現状〉◆学校から社協に依頼があり、指定された内容・時間で体験学習や講演が実施されることが多い。

〈課題〉◆市町社協の福祉教育担当者は兼務であり、教員も多忙であるため新たな取組を推進する時間を取りにくい。

- ◆単発のプログラムで、子ども達にとって継続した学習になっていない場合がある。
- ◆授業時間が限られており体験から振り返り・共有まで行うことが困難になっている。
- ◆担当教員が替わっても継続できるようなカリキュラムになっていない場合がある。

〈現状〉◆各科目の題材として福祉が取り上げられることがある。例えば国語の授業でパラリンピックを題材にした文章で学習し、そこで出てきたボッチャを体育の授業で体験するなど、学校教育目標と教員や子ども達の思いがつながり、教科横断的に福祉の学びがつながる場合もある。

〈課題〉◆授業の目標はあくまでも科目の学習の狙いを達成することにあるため、福祉に関する深まりが少ない。

〈現状〉◆福祉教育は教育活動全体を通じて取組まれているが、その中で主に実施されるのは総合的な学習の時間になる。

〈課題〉◆道徳の授業で扱う内容に福祉教育につながるものがあるが、福祉教育が知られていないため、その認識が学校関係者（教職員、子ども達、家庭等）にとって薄い。

総合的な学習の時間

〈現状〉◆子ども一人に1台のタブレットが配られるなど、学習におけるインターネットの活用が進んでおり、総合的な学習の時間における探究学習も進化している。

〈課題〉◆探究学習の進め方や、タブレットなどのICTの活用については学校間で差がある。

〈現状〉◆総合的な学習の研究課題は各学校で設定される。学校として柱を立てて計画が作られ、学年別に取り組まれるが、計画は複数年継続されることが多い。

〈課題〉◆取組テーマとなり得る「〇〇教育」は数多くあるが、福祉教育はそれぞれの根本につながっている。福祉教育が選ばれるために周知が必要となる。

学校と地域や家庭との関わり

〈現状〉◆山口県では県内すべての公立小学校、中学校、高等学校、総合支援学校にコミュニティ・スクールが設置され、中学校区では地域協育ネットがつくられている。学校と家庭・地域の連携・協同による取組が推進されており、学校運営協議会においては、地域をどうしたいか、学力向上についてどう考えるか等を委員と子ども達が一緒に話し合う「熟議」も行われている。福祉関係者の地域協育ネットへの参画については関係性により様々である。

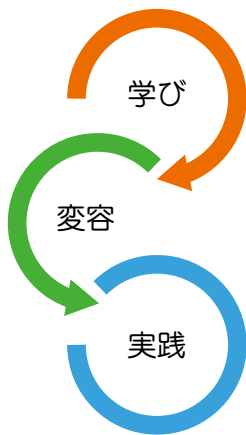
〈課題〉◆子ども達が地域住民と一緒に地域について考えるという土台はできているが、そこに「福祉教育」という視点を持つことはあまりない。

〈現状〉◆家庭を巻き込んだ福祉教育として、学校では年1回人権教育の参観日があり、子ども達を通して学校から保護者への学びとして提供されている。

〈課題〉◆学んだことを家庭や地域で実践するためには、保護者の協力（学び）が必要不可欠だが、保護者に対して福祉教育の意義があまり周知されていない。

〈現状〉◆当事者（高齢者、障がい者、支援者等）や施設職員などの外部講師を招いた福祉学習が学校内で取組まれている。

〈課題〉◆学校で福祉について学んだ後に日常で実践する機会が少ない。



福祉教育では、取組を通して関わったすべての人が新たな気づきや学びを得て、少しずつ意識や行動が変わっていくことをめざしています。

他人事と思っていた福祉が子ども達自身の経験と結びつくことは、「福祉は身近にある」「自分達も守られている」といった、新たな気づきにつながり、それは子ども達の主体的な学びのきっかけになります。

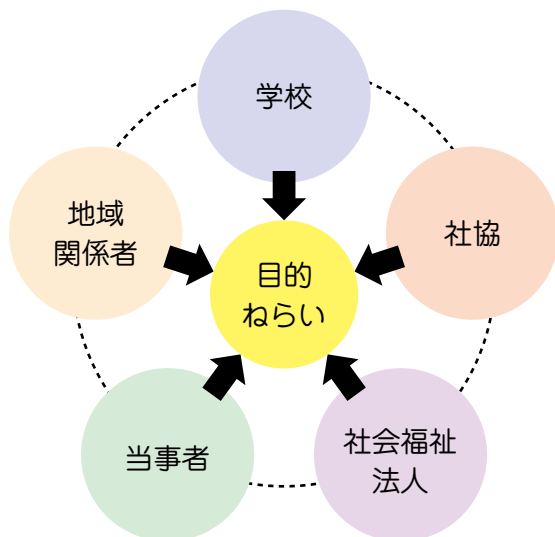
例えば、子ども達が学校での福祉教育の学びを家庭に持ち帰り、家庭で考え、地域に出て気づきを得ることで、さらに生活に身近なこととして認識し、それが再び学校や別の地域に広がるといった学びの広がりも期待されます。

こうした学びと実践を少しずつ積み重ねて、「共に生きる」ことを文化にすることをめざしていきます。

めざす姿を実現するために

上記の姿を実現するためには、特定の機関・団体や個人だけが力を入れて取組むのではなく、関係者の連携した取組が必要となります。

連携のためにはまず、学校や関係機関・団体、個人と福祉教育の目的や意義、ねらいを共有し、協働できる体制をつくる必要があります。（例えば、将来的に地域でどのような子どもになりたいのか、どのように育ててほしいのか、福祉教育はそれに対してどのような意味を持つのかを共有する等）



社会福祉法人

社会福祉事業を行うNPOや事業所などを
含む

当 事 者

高齢者、障がい者、支援者等

地域関係者

地区社協、自治会、民生委員・児童委員、
福祉員、老人クラブ、ボランティア等

しかし、地域のつながりが弱くなっている昨今、協同にあたっては既存の仕組みや取組を活用し、関係機関・団体、個人それぞれに無理のない形で、共に福祉教育を進めていく姿勢も必要です。

また、福祉教育においては「子ども達に教える」だけでなく地域住民や学校など、関わった人それぞれが学び成長できるようになることを意識する必要があります。

5 今後必要な取組

(1) 多機関協同による実践に向けて

①福祉教育の理解促進

福祉教育に関わる機関・団体や個人へ、福祉教育の目的や意義の理解促進を図ることが必要です。そのためには、社協や教育委員会等が関係者や学校の教職員を対象とし、福祉教育の意義を学び、プログラム展開の方法を考えるような会議や研修を実施するなど、学びの機会を作ることが重要です。

特に周知を図りたいこと

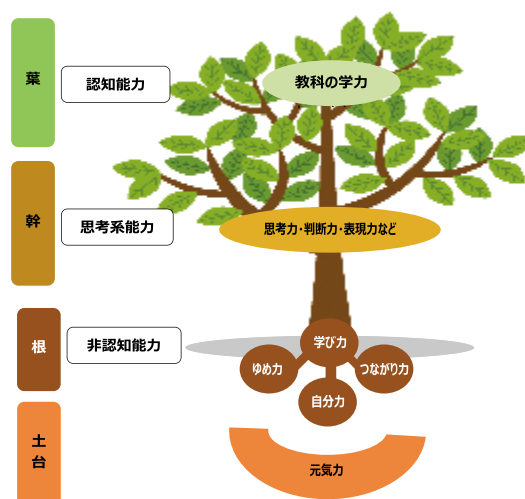
- ◆ 既に行われている道徳教育や人権教育等の中に福祉教育が含まれているということ。
- ◆ 福祉教育で学んだことは家庭や地域での体験につながりやすく、より深い学びになることから、総合的な学習の時間で扱うテーマとして福祉教育が適していること。(他県・他市町の実践事例の情報収集・発信などに取組むこと)
- ◆ 山口県では「主体的・対話的で深い学び」による学力向上や、いじめや不登校等への対応に着目し、様々な取組を実施している。「共に生きる」「排除しない」等の意識を育む福祉教育の実施によりこれらの効果が高められること。

(例) 福祉教育が学力等に影響を与えた、大阪府茨木市の事例

茨木市は、令和5年度全国学力・学習状況調査結果において、小・中学校ともにすべての教科での正答率が全国平均を上回っている。

茨木市では平成20(2008)年度から「茨木っ子プラン22」が立ち上げられ、令和2(2020)年度からは「茨木っ子プラン ネクスト5.0」が策定されている。そこでは「学力向上」の定義を「狭い意味の学力(テストの成績など)に加え、「子どもの意欲・学習態度・生活習慣を向上させること」とし、プランに応じ「ゆめ力」「自分力」「学び力」「つながり力」「元気力」を育てるための取組が実施された。

その結果、「全国学力・学習状況調査」の正答率上昇と同時に、同調査の中で実施される「児童生徒質問紙調査」の「人の役に立つ人間になりたいと思う」などの項目に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合も顕著に伸びた。



出典：茨木市教育委員会『第5次計画(R2～6年度)茨木っ子プラン ネクスト5.0』令和2(2020)年、p.16

参考：茨木市「学ぶなら茨木！」〈<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/ibarakizanmai/learn.html>〉(最終アクセス2024年8月9日)
茨木市『広報いばらき』平成26年1月号(757号)

- ◆山口県ではコミュニティ・スクールや地域協育ネット、学校運営協議会による熟議など、学校と家庭・地域が連携した取組に力を入れて取組んでいるが、そこに福祉教育の視点を取入れることで、取組の広がりにつながる。

②協同実践できる体制づくり

●福祉教育推進のプラットフォーム

教育と福祉の関係者による協同実践を進めるための仕組みとしてプラットフォームがあります。全社協はプラットフォームの3つのレベルを下記のように示していますが、福祉教育推進のプラットフォームがうまく機能するには、それぞれのプラットフォームで目的を明確にし、参加者が理念と課題を共有したうえで、課題解決のための企画・実践に取り組んでいく必要があります。

都道府県域のプラットフォーム	県域ネットワークやツール作成等を進めていくプラットフォーム
市区町村のプラットフォーム	市区町村でのネットワークづくり等を進めていくプラットフォーム
協同実践のプラットフォーム	1つの実践を行うための協同実践プラットフォーム

●既存の仕組みや協同の場の活用

プラットフォームとして新たに場を作るだけでなく、福祉関係者の地域協育ネットへの参画・発信や、既存会議のメンバーに協議テーマに合わせた人を加えて福祉教育について考える等、既存の仕組みや協同の場を活用することも考えられます。

●当事者が福祉教育へ協力しやすい働きかけや工夫

家族や支援者も含めて福祉教育に協力していただくような働きかけも求められます。併せて、講演形式が難しい場合はインタビュー形式にする、一緒にパラスポーツをする、インターネットやVRを活用するなど、協力のハードルを下げる工夫も必要です。

(2) これからのプログラムのあり方

①学校における探究学習の広がりに対応した実践

●子ども達が自ら課題やテーマを探して解決に向けた取組を考える学びを提供する。

〈例〉「目の不自由な人の暮らしについて考える」というテーマで、生徒Aはアイマスクで体験学習をする、生徒Bは点字について学習する→それぞれの個別学習を共有する中でさらに学びや気づきを得ることができる。

※プログラム作成時に、振り返りで子ども達にどのようなことを書いてほしいかを考えておくことが重要となる。

●サービ斯拉ーニングの手法を活用し、地域を基盤とした福祉教育を提供していく。

〈例〉「災害について学ぶ」というテーマで、地域の災害について調べ、地域に出向いたり地域住民から聞き取りをしたりして学ぶ。学んだことをまとめて地域に発信する中で、さらに子ども達や関係者が新たな気づき・学びを得ることができる。

②授業でのICT活用に合わせてデジタルコンテンツの展開

社協や社会福祉法人が、インタビューや身近な福祉の紹介（生の声、実際の地域の情報）を動画化又はオンライン配信し、学校の授業での活用を進めることが考えられます。また、その後に社協や社会福祉法人のイベントに子ども達が参加することで実際の交流や体験になるといった、つながりの展開も考えられます。

③相互評価・振り返り（リフレクション）

授業内容の振り返りだけでなく、授業で学んだことを踏まえ、地域にはどのような課題があるのか、今後の生活にどのように活かしていくのかなど、これからについて考えることが必要です。子ども達だけでなく関わった人同士で評価しあい、共有することで関係者の学びを深めていくことにつながります。

また、事前学習や体験に時間をかけすぎず、体験した後からの学びに時間をかけるという視点も重要です。

④既存の福祉教育の中に、地域を知る、ふるさとを愛するといった視点を加える。

高齢者や障がい者を知る・考えるということだけでなく、自分達の住む地域を知るということも福祉教育です。地域の歴史や災害をテーマにして長期的に取り組んでいくことも考えられます。

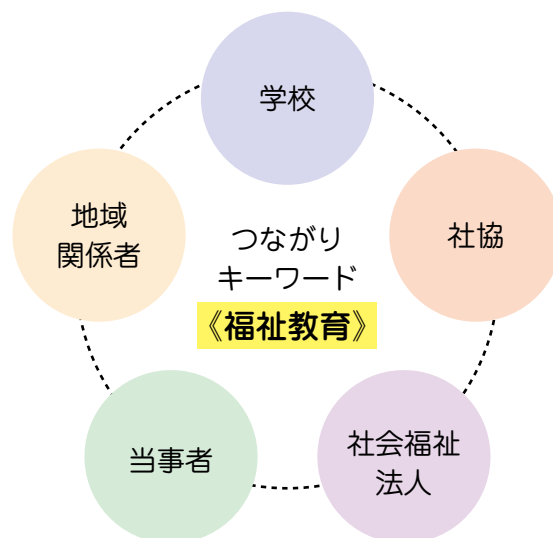
⑤カリキュラム全体を踏まえた講演・体験の実施

社協や社会福祉法人がゲスト講師として依頼される場合は、前後の授業でどのようなことを学んでいるのか、全体のカリキュラムを踏まえておく必要があります。

6

関係機関・団体等の役割

今後、福祉教育を推進していくためには、学校、社協、社会福祉法人、当事者、地域関係者等、福祉教育に関わる機関・団体や個人それぞれが役割を再認識し、パートナーシップを持って取組むことが重要となります。また、行政・教育委員会は関係団体や個人が進める福祉教育を後押しすることが求められます。



関係機関・団体や個人すべてに共通すること

- ◆ 互いの役割を理解し、必要に応じて協同する。
- ◆ 互いのねらいや目的をすりあわせ、同じ方向を向いて福祉教育に取り組む。

(1) 学校

- ◆ 子ども達が福祉の理解を深めるための取組を進める。
- ◆ 保護者が福祉の理解を深めるための取組を進める。(子ども達への福祉教育を保護者と共有する。)
- ◆ 教職員の福祉の理解及び福祉教育への理解を深め、担当教員が替わっても継続できるような福祉教育の取組を進める。(総合的な学習の時間や研修を通したスキルアップを図る。)
- ◆ 「生きる力」を育むすべての教育に、福祉教育が繋がっていることを理解する。
- ◆ 地域住民が学校と関わりを持てる場づくりを進める。

(2) 社会福祉協議会(市町社協、県社協)

- ◆ 福祉教育の意義、目的やねらいを意識する。
- ◆ 学校、社会福祉法人、当事者、地域住民など、関係者が協同できるようコーディネートする。
- ◆ 協同のための場づくり、プラットフォームの提供をする。
- ◆ 学校教育の変化を理解し、時代に合わせた福祉教育プログラムを提供する。
- ◆ 継続的な学びになるよう、学習者の年齢をふまえたフォローアップの仕組みを検討する。
- ◆ 福祉教育における地域での協力者を育成する。
- ◆ 役職員のスキルアップを図る。
- ◆ 学校とのつながりを強化し、社協は地域生活課題の解決を図る団体であることを伝え、社協の持つ知識や資源を学校が活用できるようにする。

（３）社会福祉法人（社会福祉事業を行うNPOや事業所などを含む）

- ◆福祉教育の意義、目的やねらいを意識する。
- ◆福祉教育のねらいが「福祉人材の確保」だけにならないよう、福祉教育の意義やねらいを再確認する。
- ◆学校教育の変化を理解し、時代に合わせた福祉教育プログラムを提供する。
- ◆受け入れ先としての関わりだけでなく、交流・参加・学びの拠点として、積極的に地域住民に福祉を伝えていく。（専門性を活かして伝える、利用者と子ども達や住民との交流を進める 等）

（４）当事者（高齢者、障がい者、支援者等）

- ◆福祉教育の理解を深める。
- ◆社会参加を推進する。
- ◆福祉教育で伝えたいことをプログラムや取組に反映する。
- ◆当事者の暮らしについて伝え、障がいがあっても色々なチャレンジができるということを伝える機会を提供する。（日常生活の中でできることや手助けが必要な事を伝えていく。また、スポーツや芸術などへの挑戦だけでなく、普段の暮らしの中の取組を伝えたり教育の場に出るといったチャレンジの姿を見せたりする。）

（５）地域関係者

（地区社協、自治会、民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ、ボランティア等）

- ◆福祉教育の理解を深める。
- ◆地域の資源（ひと・もの・こと）を作り育てる。
- ◆学校行事の協力を進める。
- ◆多様な人が活動に参加しやすい地域・暮らしやすい地域をつくる。
- ◆助け合い、支え合いの中で自然と「ありがとう、助かった」と言い合える地域をつくる。
- ◆学校の取組を地域で受入れる意識づくりを進める。

（６）行政・教育委員会

- ◆福祉教育の理解を深める。
- ◆関係機関・団体や個人が進める福祉教育の取組を支援する。
- ◆教職員の福祉教育への理解促進を支援する。
- ◆関係機関・団体へ福祉教育に関する制度・施策や取組状況等の情報提供を行う。

■ 参考資料

- ◆ 原田正樹『福祉教育の理論と実践方法～共に生きる力を育むために～』
全国社会福祉協議会、令和4（2022）年
- ◆ 山口県社会福祉協議会『山口県における福祉教育・ボランティア学習のこれから』
平成17（2005）年
- ◆ 山口県社会福祉協議会『学校と共に進める福祉教育ガイドブック』
平成25（2013）年
- ◆ 全国社会福祉協議会『地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービ斯拉ーニングの手法で地域をつくる～』令和元（2019）年
- ◆ やまぐちっ子の学力を育む検証・改善委員会『やまぐちっ子の学力向上に向けて』
令和6（2024）年

■ 協議経過

実施時期	実施内容
令和5年 12月15日（金）	第1回委員会 ● 委員会の目的及び運営について ● 全国的な福祉教育実践の動向について ● 県内各地域における福祉教育実践の現状や課題について
令和6年 2月19日（月）	第2回委員会 ● 福祉教育の意義、目的の整理 ● 小・中学校における今後の福祉教育について ◆ 現状と今後のあり方・目指す姿について ◆ 福祉教育を進めていくために共有したい役割について
5月2日（木）	第3回委員会 ● 小・中学校における今後の福祉教育について ◆ 多機関協同による実践に向けて ◆ 既存プログラムの見直し
8月28日（水）	第4回委員会 ● 山口県版福祉教育推進方策（素案）について ● 研修会の企画について
11月5日（火）	第5回委員会 ● 山口県版福祉教育推進方策（案）について ● 県域への周知、活用方法 ● 研修会の企画、周知について

■ 福祉教育検討委員会 委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年3月31日

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	藤田 久美	公立大学法人山口県立大学 社会福祉学部 社会福祉学科 学部長・教授
副委員長	野尻 紀恵	日本福祉大学 学長補佐
委 員	高橋 寿徳	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 玖珂支部 支部長
委 員	米津 絵里	社会福祉法人平生町社会福祉協議会 企画総務部 主任
委 員	辻野 高廣	山口県社会福祉法人経営者協議会 理事
委 員	宮原 博之	一般社団法人山口県身体障害者団体連合会 会長
委 員	杉山 夕子 (大賀 拓也)	山口県教育庁義務教育課 主査〔令和6年7月1日～〕 (山口県教育庁義務教育課 指導主事〔～令和6年6月30日〕)
委 員	山本 豊三	萩市立川上小学校 校長
委 員	渡邊 茂二	華城地区社会福祉協議会 副会長

■ 事務局

山口県社会福祉協議会	地域福祉部	部長	大倉 隆雄
	地域福祉部副部長	兼 地域福祉班班長	山本 貴茂
	地域福祉部	地域福祉班 主事	和田 里美
	地域福祉部	地域福祉班 主事	橋本 采映

小・中学校における山口県福祉教育推進方策

令和6年12月発行

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号
TEL 083-924-2828／FAX 083-924-2847 <https://www.yamaguchikensyakyo.jp/>



この事業は、赤い羽根共同募金の助成により実施しています。